

調布市自転車活用推進計画 (概要版)

令和8（2026）年度～令和17（2035）年度

令和8（2026）年3月

調 布 市

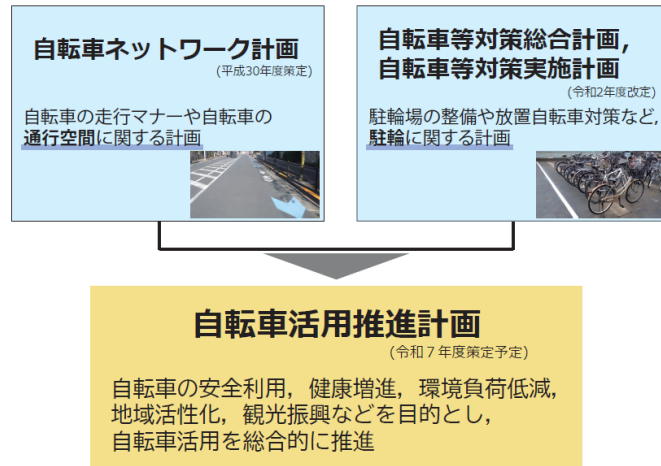


1. 計画の概要

1.1 計画の目的

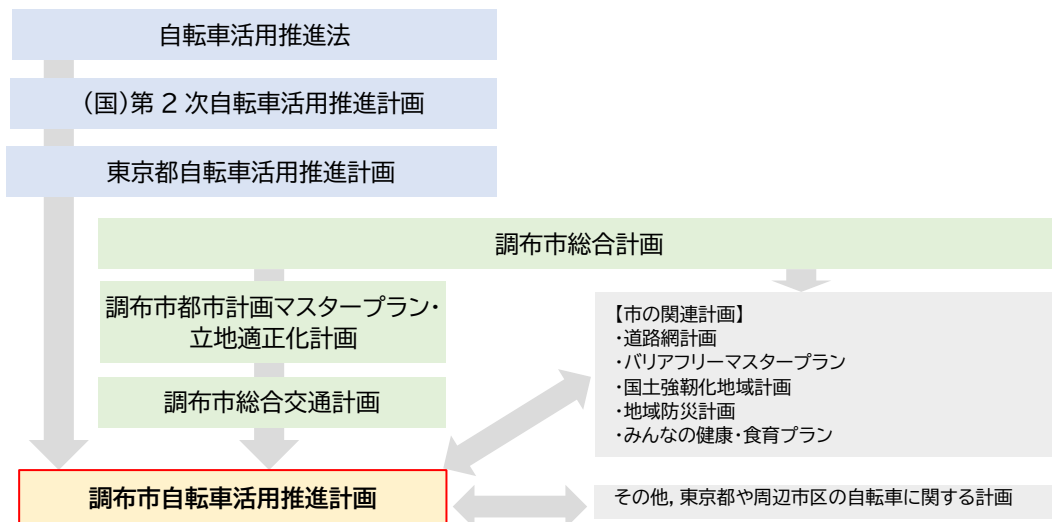
市では、自転車の通行空間(ナビライン, ナビマーク等)を整備する計画と自転車に関する施策を駐輪場整備に関する計画の2種類で進めてきました。

このたび「自転車活用推進計画」として、これらをひとつにまとめ、健康づくりや観光などの新しい視点も加えながら、自転車をより安全・快適に利用できるまちを目指していきます。



1.2 計画の位置づけ

調布市総合計画が掲げる将来像「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」の実現に向けて、地域の特徴を生かした快適で利便性に富むまちをつくるために、本計画において自転車活用の方向性を示すものとします。

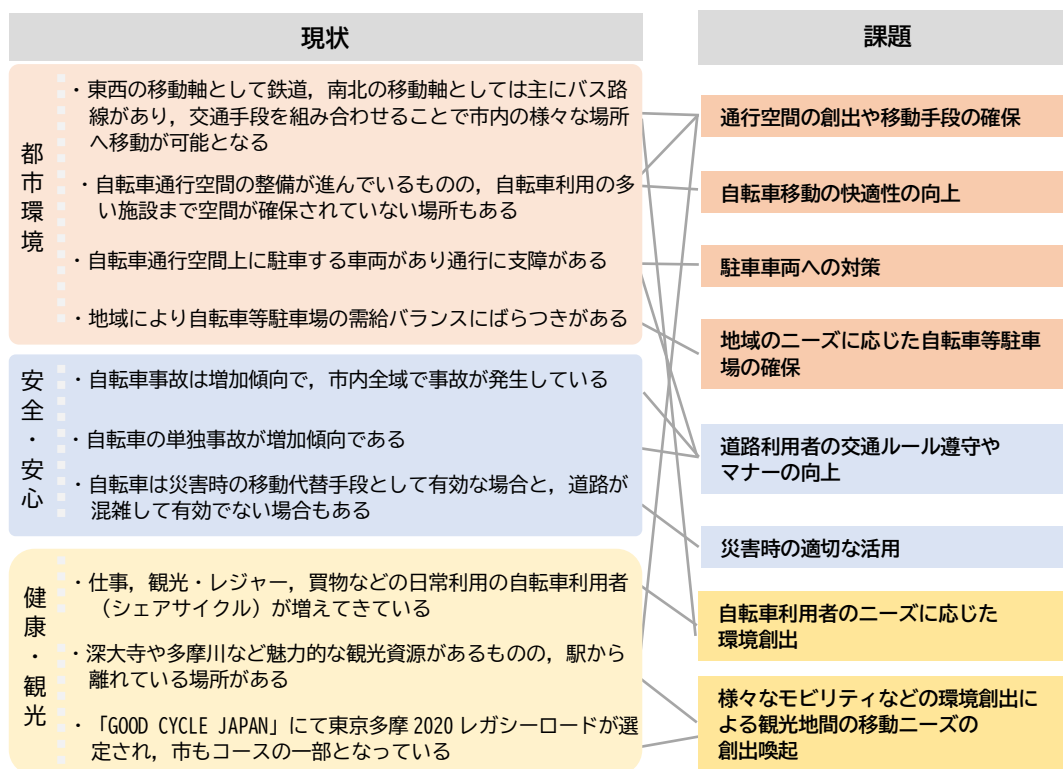


1.3 計画の期間

東京都や周辺自治体の自転車活用推進計画の計画期間に合わせて10年とします。

国の推進計画が更新され市の推進計画の見直しが必要となる場合や、自転車を取り巻く状況が大きく変化した場合には、中間見直しを行います。

2. 現状分析及び課題整理



3. 計画目標

3.1 基本理念

安心・安全な自転車利用を前提として、自転車の利用を増やす「利用促進」と、自転車のマナーや設備を利用しやすく管理する「適正利用」を基本理念とし、この2つの考え方を両立させて施策を展開してまいります。



3.2 計画目標

自転車に関する課題やニーズから、計画目標を3つ設定し、本計画を推進してまいります。

3つの計画の目標

都市環境	様々な場面で自転車を快適に利用できる環境の創出
安全・安心	歩行者や自動車と共存し、安全・安心に自転車を利用できる環境の創出
健康・観光	サイクリングや観光を通じて歴史や自然を感じられ自転車をより楽しめる環境の創出

4. 実施すべき施策およびスケジュール

本計画の目標および基本方針に基づき、以下に示すとおり17の施策を設定します。

目標1 都市環境

1. 自転車通行空間（ナビライン、ナビマーク等）の計画的な整備推進
2. 違法駐車の抑制
3. 恒久的な自転車等駐車場の設置
4. 関係者による自転車等駐車場の設置推進
5. 自転車等駐車場の運営・管理の適正化推進
6. 既存の自転車等駐車対策の改善・再構築
7. シェアサイクルの普及促進
8. まちづくりと連携した総合的な取組の実施



ナビライン、ナビマークの整備イメージ（施策1）



大型自転車に対応した平置き駐輪スペース整備イメージ（施策5）

目標2 安全・安心

9. 安全性の高い自転車普及の促進
10. 自転車の点検整備の促進
11. 自転車の安全利用の広報啓発
12. 学校等におけるライフステージごとの交通安全教育
13. 災害時における自転車活用の推進



出典：警視庁ホームページ
自転車の通行ルール等の周知のためのリーフレットイメージ（施策11）

目標3 健康・観光

14. 観光周遊環境の創出
15. 自転車を活用した健康づくりの推進
16. 地元商店会との連携強化
17. 公共施設等への自転車利便性向上



出典：柏市観光協会
自転車マップの作成イメージ（施策14）

5. 自転車ネットワーク整備方針

5.1 自転車ネットワーク整備方針の概要

「調布市自転車活用推進計画」の施策1「自転車通行空間の計画的な整備推進」を具体的実現するため、自転車ネットワークを構成する路線（自転車ネットワーク路線）を選定し、整備スケジュールを設定するとともに、各路線の整備方法を選定するにあたっての基本的な考え方を示します。自転車通行空間の整備を推進することで、歩行者、自転車、自動車が共に安心して快適に通行できる交通環境の実現を目指します。

5.2 ネットワーク路線の選定

以下の考え方に基づき、「広域自転車交通軸」と「アクセス路線」を設定し、「市が目指すべき自転車ネットワーク」の路線を選定します。本計画期間内では広域自転車交通軸と調布駅周辺を先行して整備するものとします。

考え方① 安全に配慮したネットワークの構築

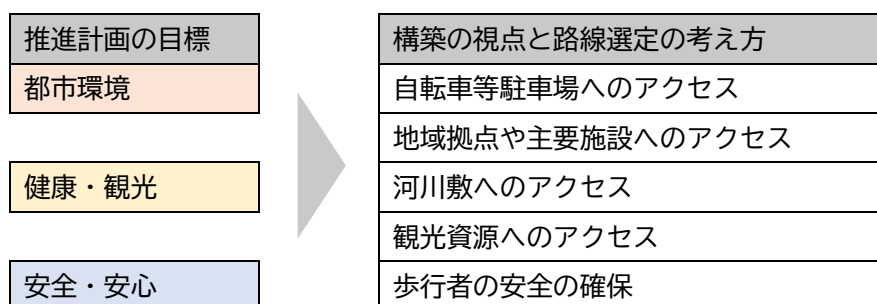
- ・自転車交通事故は増加傾向にあり、自転車活用推進計画の基本理念に示す通り安全な自転車利用を前提とする必要があります。
- ・交通状況や道路環境を踏まえて自転車利用者の安全性を確保できる路線を抽出します。

考え方② 移動実態に即したネットワークの構築 ⇒広域自転車交通軸

- ・平成30年度の東京都市圏パーソントリップ調査によると、市内を発着とする自転車移動のうち、鉄道駅、市外、東西南北の地域間との移動が約7割を占めています。
- ・これらは移動距離が長く、交通量も多いため、広域移動を支えられる路線を抽出します。

考え方③ 様々な目的に対応したネットワークの構築 ⇒アクセス路線

- ・地域内の移動については買物、通園、通院などその目的は多種多様です。
- ・「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の自転車ネットワーク路線の選定の考え方を参考にしつつ、自転車活用推進計画の3つ目標を達成するため、自転車ネットワーク路線を抽出します。



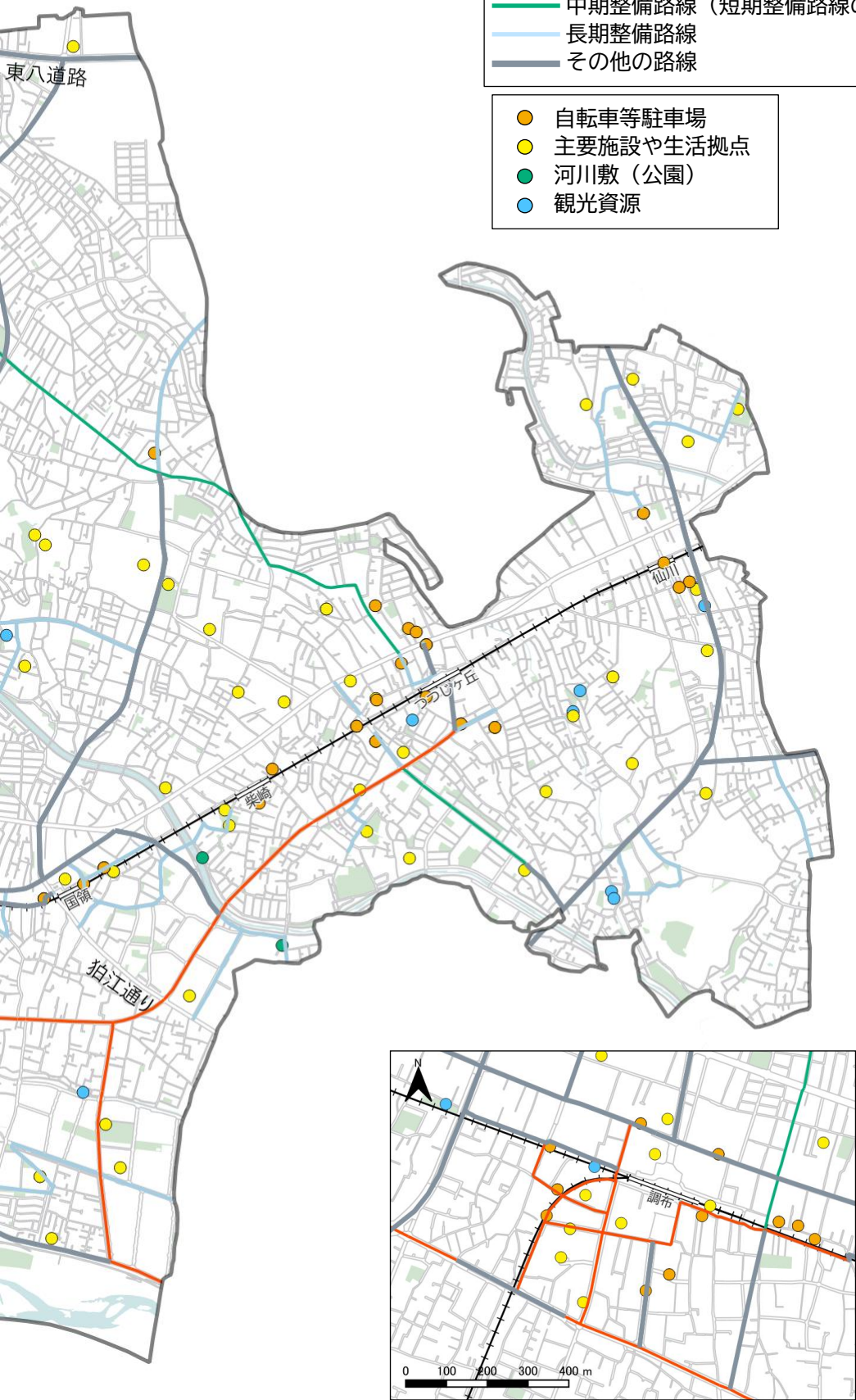
自転車通行空間整備順序



調布市が目指すべき自転車ネットワーク

- 短期整備路線（今後5年間で整備する路線）
- 中期整備路線（短期整備路線の次に整備する路線）
- 長期整備路線
- その他の路線

- 自転車等駐車場
- 主要施設や生活拠点
- 河川敷（公園）
- 観光資源

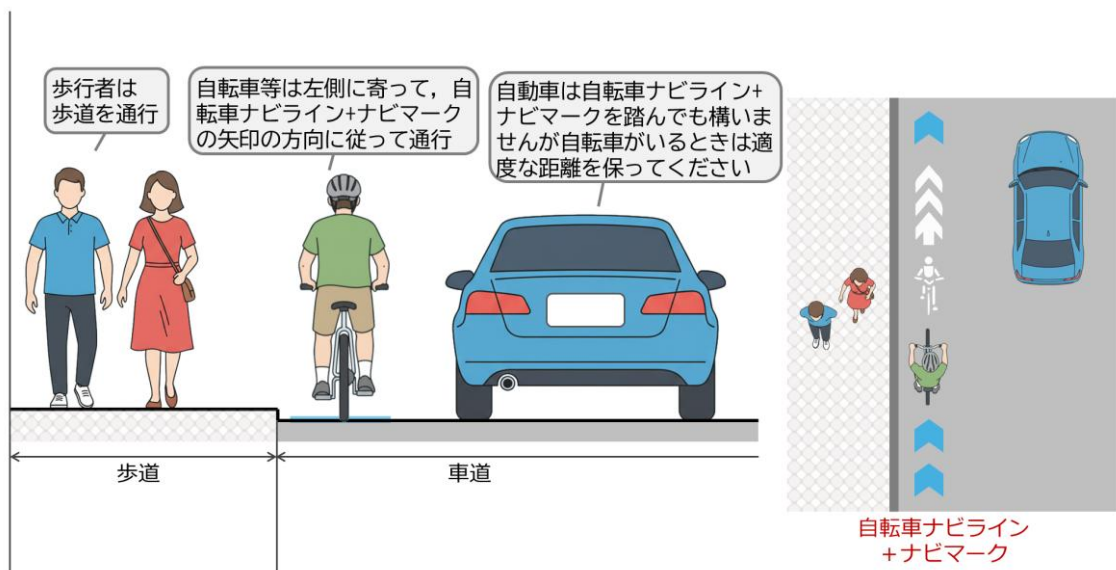


5.3 整備形態の選定

通行空間としては、市の交通状況を踏まえ、自転車専用通行帯と車道混在を採用するものとします。車道混在については、道路状況に応じて車道内に矢羽根型路面表示とピクトグラムを設置した「自転車ナビライン+ナビマーク」と、車道内にピクトグラムのみを設置した「自転車ナビマーク」に分けて整備することとします。

自転車通行空間の整備を行う箇所の整備形態	
自転車専用通行帯 車道内で自転車と自転車の通行帯を分離	
車道混在 (自転車ナビライン+ナビマーク) 車道内に矢羽根型路面表示(自転車ナビライン及び、ピクトグラム(自転車ナビマーク))を設置	
車道混在 (自転車ナビマーク) 車道内にピクトグラム(自転車ナビマーク)を設置	

○自転車通行空間の通行方法 (車道混在 (自転車ナビライン+ナビマーク))



普通自転車で歩道を通行するとき

1. 歩道を通行できるとき

普通自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは、普通自転車は歩道を通行することができます。

- ① 道路標識・道路標示で歩道を通行することができるかとされているとき
- ② 13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- ③ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき^{※1}

※1 道路工事や連続した駐車車両等のため車道の左側を通行することが難しいときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるときをいいます。

2. 歩道を通行するときのルール

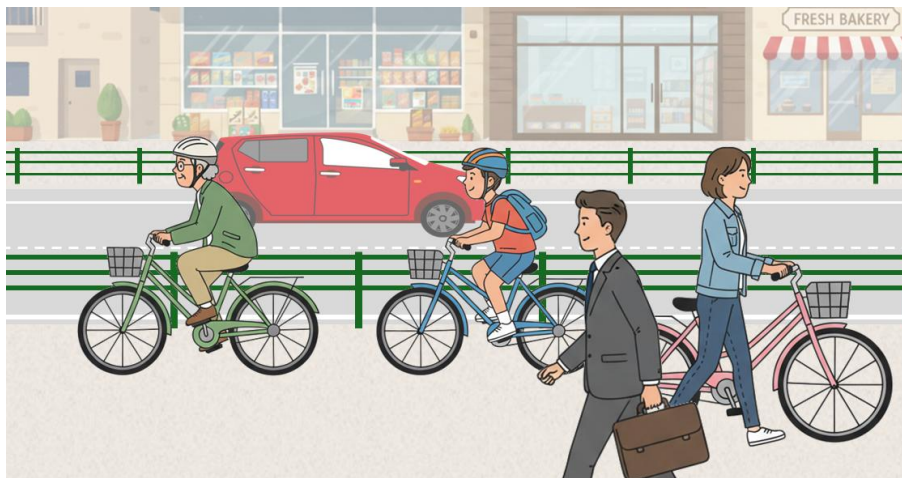
- (1) 普通自転車で歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行^{※2}しなければなりません。

また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければなりません。

- (2) 歩道に「普通自転車通行指定部分」が設けられている場合には、普通自転車通行指定部分を徐行しなければなりません^{※3}。

※2 徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することをいいます。

※3 ただし、普通自転車通行指定部分については、歩行者がいない場合は、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。



☆詳しくは、警視庁のホームページなどを確認してください。

自転車に乗るときは「自転車安全利用五則」を守りましょう

- ① 車道が原則，左側を通行 歩道は例外，歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って，安全確認
- ③ 夜間はライト点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



6. 自転車対策実施方針

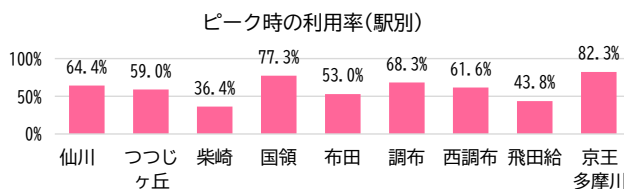
6.1 自転車対策実施方針の概要

「調布市自転車等実施計画」は、総合的な自転車対策等のあり方、実施すべき対策の基本的な方針に対して、各対策の具体化、実現化に向けて重点的に取組む対策を絞り込み、事業化を図るための計画を明らかにしたものです。

令和2年の改訂以降、新型コロナウイルス感染症拡大によるライフスタイルの変化や、調布駅前広場・周辺道路の整備の進展などにより、自転車利用の状況が変化したため、新たな施策の追加・検討のほか、駅別の取組方針を改めて見直しを図ることとしました。

○これからの取組の方針

令和6年及び7年の実態調査によると、1日のピーク時において全ての駅で駐輪需要を満たしていることが分かります。そこで、今後は自転車等駐車場の台数を維持しつつ、駐車の質を上げるような施策に取り組んでまいります。



$$\text{利用率} = \frac{\text{自転車等駐車場に停められている台数} + \text{放置自転車}}{\text{自転車等駐車場の収容台数}}$$

※ 自転車等駐車場に停められている台数について：仙川、つつじヶ丘、柴崎は令和6年12年、国領、布田、調布、西調布、飛田給、京王多摩川は令和7年5月の実態調査によるもの。

○多様な自転車への対応

●西調布南第2自転車駐車場

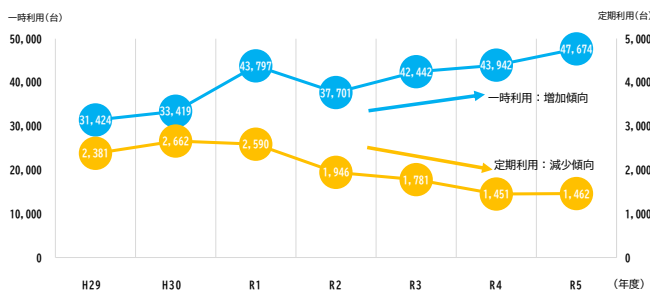


これまでの公共の自転車等駐車場では、台数の確保を最優先に、標準的な自転車を前提としたラックの整備が進められてきました。

近年はチャイルドシート付きや幅広タイヤの自転車など多様な形状の自転車が増え、既存のラックはこうした自転車では利用しにくい場合があります。使い勝手の課題が生じています。

そこで、老朽化したラックの更新とあわせて、平置きスペースの拡充など、幅広い自転車に対応できる駐車場への見直しを検討します。

○定期・一時利用台数見直し



近年は通勤・通学にあわせて定期的に自転車等駐車場を使う人が減り、在宅勤務や買い物など日常的な短距離利用が増えたことで、必要な時に使える一時利用の需要が高まっています。

その結果、定期利用より一時利用が多くなる公共の自転車等駐車場もあり、従来の区分のままでは実際の需要に対応しきれない可能性があります。

そこで、より実態に合った公平な運営を行うため、一時利用と定期利用の台数配分の見直しを検討します。

7. 計画の推進

計画の推進のため、目標値、事業進捗状況、自転車を取り巻く状況についてモニタリングを毎年1回程度行うものとします。

その結果をもとに、有識者、関係者を集めて報告、意見交換を行います。

検証結果を踏まえて、自転車を取り巻く状況等が大きく変化した場合には、中間見直しを行います。

○計画推進の指標と目標値

目標	指標	評価に用いるデータ	更新頻度	現状値	将来値	
都市環境	1	放置自転車台数（年間） ※市内9駅の合計	市のデータ	毎年	2005台 (R6)	778台
	2	シェアサイクルポート数	事業者データ	随時	119箇所 (R6)	203箇所
	3	走行性の満足度 ※普段利用する道路について走りやすい、ある程度走りやすいと回答した人	市民意識調査	毎年	33% (R6)	40%
	4	自転車通行空間整備延長	市のデータ	随時	8.6km (R7)	23.0km
安全・安心	5	自転車関与事故件数（年間）	警視庁データ	毎年	233件 (R6)	160件
健康・観光	6	自転車を週1回以上利用する習慣がある人（割合）	独自調査	5年に1回	74% (R7)	90%
	7	自転車マップの配布数（年間）	市のデータ	毎年	-	2000部

登録番号
(刊行物番号)

2025-193

調布市自転車活用推進計画（概要版）

発行日 令和8年3月

発行 調布市

編集 調布市都市整備部 交通対策課

〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1

電話 042-481-7420